

社会復帰促進等事業における主な新規・拡充（令和4年度予算要求）

## 【事業】

- 1 （事業番号 15）  
＜過労死等防止対策推進経費＞・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1  
・ 過労死遺児交流会開催等経費
  
- 2 （事業番号 16）  
＜安全衛生啓発指導等経費＞・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3  
・ 技能講習修了証明書発行等一元的管理事業
  
- 3 （事業番号 18）  
＜じん肺等対策事業＞・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5  
・ 中小企業のフィットテスト実施のための整備事業
  
- 4 （事業番号 21）  
＜産業保健活動総合支援事業＞・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7  
・ 産業保健活動の支援強化
  
- 5 （事業番号 27）  
＜第三次産業等労働災害防止対策支援事業＞・・・・・・・・ P. 9  
・ 第三次産業の労働災害防止対策事業
  
- 6 （事業番号 30）  
＜自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等＞・・・・ P. 12  
・ 自動車運転者の労働時間短縮に向けた取組
  
- 7 （事業番号 35）  
＜労働災害防止対策費補助金経費＞・・・・・・・・ P. 14  
・ 地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業  
事業  
・ 高度安全機械等導入支援補助金  
・ 労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等事業  
・ 中小事業場における化学物質のばく露防止手法の検討

8 (事業番号 36)

＜産業医学振興経費＞・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 21

- ・ 資質の高い産業医の養成及び確保への取組強化
- ・ 職場の環境特性を踏まえた感染症対策を行う産業医等の育成

9 (事業番号 40)

＜医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組＞・・・・ P. 24

- ・ 医療勤務環境マネジメントシステムの普及促進等事業事業

10 (事業番号 42)

＜独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費＞・・・・ P. 27

- ・ 「働き方の多様化と労働時間管理等に関する調査研究」の実施

N O . 1
令和3年度事業番号
15

事業名	過労死遺児交流会開催等経費 (事業番号15 過労死等防止対策推進経費)	令和3年度 予算額	令和4年度 予算要求額
		219,247(千円)	211,094(千円)
担当係	労働基準局総務課過労死等防止対策推進室		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号） 被災労働者等援護事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第2号）		
実施主体	民間事業者		
令和3年度の 事業概要	<p>「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、</p> <p>①過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発、</p> <p>②国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」（毎年11月の「過労死等防止啓発月間」に開催）</p> <p>③過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会を実施する。</p>		
令和4年度から 新たに 実施したい内容	過労死で親を亡くした遺児の健全な成長をサポートするために必要な相談対応を行う相談室を設置する。		
事業の必要性	「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日閣議決定）に、国が取り組む重点対策として「過労死で親を亡くした遺児の健全な成長をサポートするために必要な相談対応を行う」ことが明記されたことから、これに対応するための相談室の設置が必要である。		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	被災労働者及びその遺族の援護に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施することが適当である。		
事業全体の 経費削減内容	事業全体としては、これまでの実績を反映し、要求額は削減している。		
期待される 施策効果	過労死遺児の健全な成長への寄与が期待できる。		
その他特記事項	<p>「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日閣議決定）</p> <p>第3 国が取り組む重点対策</p> <p>4 相談体制の整備等</p> <p>(5) 過労死の遺児のための相談対応</p> <p>過労死で親を亡くした遺児の健全な成長をサポートするために必要な相談対応を行う。</p>		

# 過労死等防止対策推進等経費（一部新規）

令和4年度要求額  
278,817(286,994)千円

## 法及び大綱の規定、目的

一般会計 5,572千円 (5,596千円)  
労災勘定 273,245千円 (281,398千円)

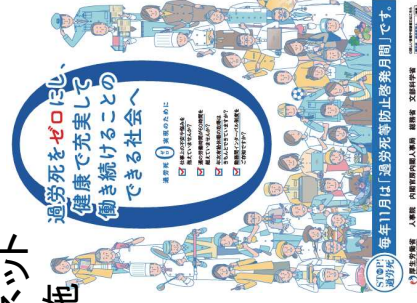
過労死等防止対策推進法（平成26年6月27日法律第100号）及び法に基づき、「過労死等の防止のための対策を効果的に推進するための対策に関する大綱」（以下「大綱」と言う。）で、過労死等の防止のため、国が行うべき事項を規定。法及び大綱に基づき、過労死等の防止のための対策を推進し、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実に働き続けることの社会の実現を目指す。

## 事業の内容

### ①過労死等防止対策推進協議会の設置

### ③周知・啓発事業【委託】

- ポスター等の作成  
国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、11月の「過労死等防止啓発月間」を中心に、ポスターの掲示、パンフレット、リーフレットの配布、インターネット広告等多様な媒体を活用し、広く周知・啓発を実施



- シンポジウムの開催  
過労死等防止啓発月間(11月)を中心にシンポジウムを開催  
(中央1箇所、全国47箇所)

- 過労死遺族等講師派遣  
過労死等の労働問題等を啓発するため、過労死遺族や労働問題の専門家を講師として派遣

### ②年次報告書(過労死白書)等作成経費

### ④過労死遺児交流会等開催経費【委託】

- 交流会の実施  
過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントや相談会を実施(年1回開催)
- 相談室の設置(新規)  
過労死により親を亡くした遺児やその親の育児の悩みをサポートするための相談室を開設

### ⑤過労死等に関する調査研究経費【交付金】

(独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所で、大綱に定めた重点業種等について、企業及び労働者等への労働・社会面に係るアンケート調査等の実施

			NO. 2
			令和3年度事業番号
			16
事業名	技能講習修了証明書発行等一元的管理事業 (事業番号16 安全衛生啓発指導等経費)	令和3年度 予算額	令和4年度 予算要求額
担当係	労働基準局安全衛生部安全課		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間事業者等		
令和3年度の 事業概要	「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第24条但書に規定する指定機関として、登録教習機関の自主的な情報提供等に基づき登録教習機関から技能講習修了者の帳簿を引き受け、これを管理し、労働安全衛生規則第82条第3項及び第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う		
令和4年度から 新たに 実施したい内容	技能講習修了証明書の発行申請について、電子申請を可能となるよう電子申請機能の構築を行う。		
事業の必要性	「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の構築に向け、マイナンバーカードを基盤として、既存の各種カード、手帳等との一体化等を工程表に沿って推進することとされており、技能講習修了証明書についても、マイナポータルを通じたマイナンバーカードとの連携が求められている。連携に向けた対応として、技能講習修了証明書の発行申請を電子申請で行えるようにする必要がある。		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	無資格者が業務に従事することによる労働災害の防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。		
事業全体の 経費削減内容	電子申請機能の構築のため増額となっているが、技能講習修了者の帳簿の引き受け実績に応じ、運営経費を最小限に抑えている。		
期待される 施策効果	申請時における利便性の向上により、申請者の負担軽減が期待される。		
その他特記事項			

# 技能講習修了証明書発行等一元管理事業

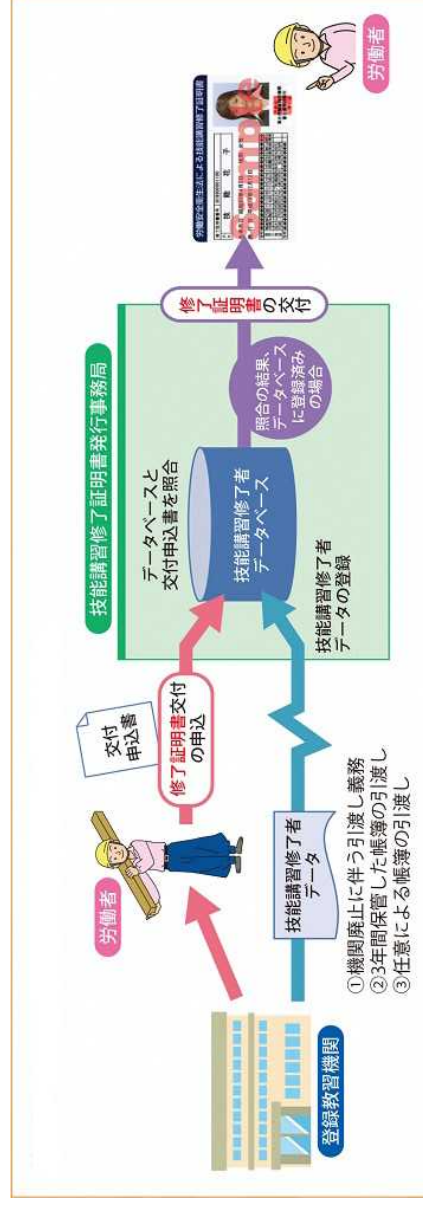
## 必要性

令和4年度概算要求額（労災勘定）：249,255(122,060)千円

- 労働災害の防止を図るため、フォークリフトの運転等の一定の危険又は有害な業務に従事する場合には、技能講習の受講及びこれを修了したことを証明する書面（技能講習修了証）の携帯が、労働安全衛生法で義務づけられているおり、技能講習を実施する登録講習機関が事業を廃止した後もその帳簿を引き継ぎ、労働者が技能講習修了証を紛失した場合の再発行等に応じる機関が必要である。
- 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、マイナンバーカードを基盤として、既存の各種カード、手帳等との一体化等を工程表に沿って推進することとされており、技能講習修了証明書についても、マイポータルを通じたマイナンバーカードとの連携が求められている。連携に向けた対応として、技能講習修了証明書の発行申請を電子申請で行えるようにする必要がある。

## 事業概要

- 登録講習機関から技能講習修了者データを引継ぎ、一元管理する。
- 労働者等からの申請に応じ、技能講習修了証を1枚に統合して交付する。
- （仮称）国家資格情報システムとの連携に必要な電子申請機能の構築を行う。



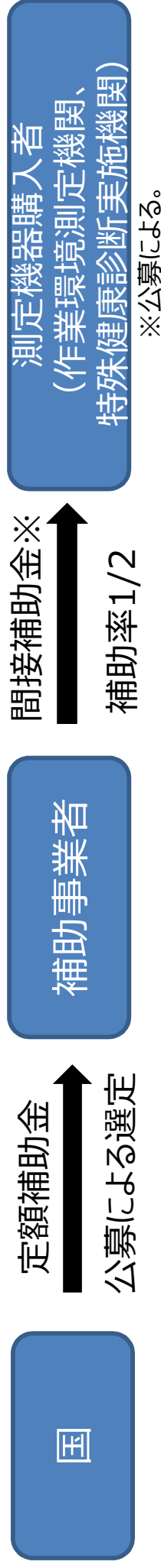
NO. 3
令和3年度事業番号
18

事業名	中小企業のフィットテスト実施のための整備事業 (事業番号18 じん肺等対策事業)	令和3年度 予算額	令和4年度 予算要求額
		2,894,454(千円)	2,525,723(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境改善室環境改善係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間団体等、国		
令和3年度の 事業概要	<p>「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進並びにじん肺健康診断の着実な実施を図るため講習会の実施等を行うとともに、石綿業務等有害な業務に従事し離職した労働者等に対して健康管理手帳を交付し、特殊健康診断等を実施する。</p> <p>また、石綿含有建築物の解体作業に従事する労働者の石綿による健康被害を生じさせないよう、改正石綿障害予防規則に基づく事前調査方法・分析方法に応じたテキスト等の作成や説明会開催等を行う。</p>		
令和4年度から 新たに 実施したい内容	<p>金属アーク溶接等の作業で発生する溶接ヒュームは、発がん性が指摘されるとともに神経機能障害が多数報告されていることから、本年4月の特定化学物質障害予防規則等の改正により、屋内で継続的に行われる溶接作業については、溶接ヒュームのばく露測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を選択・使用、以後、1年以内ごとに1回、フィットテスト（当該保護具が適切に装着されていることをフィットテスト用機器を用いて確認。）の実施が事業者に義務づけられた。経過措置期間中に金属アーク溶接等作業に係るフィットテストに関する環境整備を行うため、令和4年度に次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 フィットテスト実施に関する個別相談・広報業務</li> <li>2 フィットテスト測定機器購入補助金</li> </ol>		
事業の必要性	<p>金属アーク溶接に従事する者は約30万人、事業者は約1万にのぼるが、そのほとんどが資力の乏しい中小零細企業であること、一方で、フィットテストの実施には高額な測定機器と測定にあたる人材が必要なこと、また、中小企業等のフィットテストを代行する外部委託先等も増えていないことから、特に中小零細企業を重点にフィットテストを円滑に実施できるインフラ体制の整備が急務である。</p> <p>一方、有害業務に関しては、これまで作業環境測定や特殊健康診断の実施が定められており職業性疾病预防に関する知見も有するこれらの測定等機関において、当該測定時等に併せてフィットテストも実施できるようにすることは、中小事業者や労働者の負担軽減や衛生水準向上にも効果的である。</p> <p>このため、改正法令の施行猶予期間中にフィットテスト測定機器を普及させ、作業環境測定機関、特殊健康診断実施機関において、フィットテストの実施体制が整備されるよう、これらの者に対しフィットテスト測定機器の購入費用の一部を補助する。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>本事業は、溶接ヒュームのばく露防止のため、呼吸用保護具が適切に装着されていることをフィットテスト用機器を用いて確認することにより、金属アーク溶接等作業に従事する労働者の健康障害を防止することとなることから、労働者の健康の確保に寄与するものである。</p> <p>したがって、本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用のものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p>		
事業全体の 経費削減内容	有害物ばく露補助金事業の廃止等により経費削減をした。		
期待される 施策効果	金属アーク溶接等作業に従事する労働者の疾病の防止、健康対策の向上が図られる。		
その他特記事項			

# フィットテスト機器整備事業（間接補助金）【新規】

令和4年度要求額（労災勘定） 122,960（ 0）千円

- 金属アーク溶接等の作業で発生する溶接ヒュームは、発がん性が認められ、神経機能障害を発生させる。このため、法令改正により、屋内の溶接作業等では、溶接ヒュームの濃度測定結果に基づき有効な呼吸用保護具を選定、使用するともに、1年以内ごとに1回、**フィットテストの実施（適切に装着されていることの確認）が義務付けられた**（令和5年4月1日全面施行）。
- 溶接に従事する者は約30万人、事業者は約1万にのぼり、そのほとんどが資力の乏しい中小企業である。フィットテストの実施には測定機器が必要であるが、中小企業においては、年1回のテストのために機器を備え付けることは困難である。
- 測定機器をレンタルする事業者や、出張測定等を行う事業者も、現段階では極めて数が限られ、新型コロナウイルスによる経済活動の停滞も懸念されるなか、測定機器も高価であることから、経過措置期間満了日までに、フィットテストの機器や実施体制が社会に普及しないおそれがある（実施されない場合は、施行日以降、法令違反となる。）。
- このため、**経過措置期間中における労働者の健康障害防止措置の効果を可能な限り先取りするとともに、法令改正を円滑に施行するため、フィットテスト機器の購入費用の一部を補助する**（間接補助金）。補助にあたっては、溶接作業を行うにあたり必要な作業環境測定、特殊健康診断を実施している機関を対象に補助を行うことで、中小企業等の負担が少なく、効果的、効率的なフィットテストが可能となることから、これらの測定機関がテストに対応できるように機器を購入する場合、補助する。



【金属アーク溶接等作業と呼吸用保護具の例】



【フィットテストと機器】



## フィットテスト用測定機器

マスク内部と外部の物質の濃度を測定し、その比較によりマスクが適切に装着されているか測定するもの。

補助率 1/2 上限50万円



N O. ●
令和3年度事業番号
21

事業名	産業保健活動の支援強化 (事業番号21 産業保健活動総合支援事業)	令和3年度 予算額	令和4年度 予算要求額
		4,865,824(千円)	4,550,880(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室産業保健係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	（独）労働者健康安全機構等		
令和3年度の 事業概要	<p>労働者の健康確保のため、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援について、医師や産業保健スタッフ等への研修の実施、小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談等の実施、また、副業・兼業を行う労働者の健康確保に向けた取組（一般健康診断やストレスチェックなど）に要した費用を助成、さらに、改正された「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針）に基づき、THPの普及・促進セミナーの実施や普及・促進に係る助成等を行うなど、事業場の産業保健活動を支援する。</p>		
令和4年度から 新たに 実施したい内容	<p>都道府県ごとの産業保健総合支援センターが事業者及び産業保健関係者等に対して実施する研修等につき、両立支援コーディネーターの実践力向上に資する取組についても新たに導入する。 また、現在各産業保健総合支援センターには、1名ずつ、地域産業保健センターへの助言・支援等を行うために保健師が配置されているところ。これに加え、次年度以降も職場における感染症予防対策、テレワークにおけるメンタルヘルス対策、女性の健康問題への対応等に係る助言・支援の増加が見込まれることから、都道府県の産業保健総合支援センターにおける保健師の配置を拡充（東京2名、北海道・埼玉・千葉・神奈川・愛知・大阪・兵庫・福岡各1名）する。</p>		
事業の必要性	<p>労働安全衛生法では、長時間労働者及びストレスチェックの結果高ストレスと判定された労働者に対する面接指導の実施等が義務づけられており、小規模事業場に対しても、その着実な履行確保を図ることが必要である。 また、過労死等の防止のための対策に関する大綱（令和3年7月閣議決定）において、過重労働やメンタルヘルスの相談に応じる産業医をはじめとする産業保健スタッフの研修機会の確保等が求められており、事業場の産業保健活動に対する国の支援の強化が必要である。さらに、脳・心臓疾患等につながるリスクを抱える労働者は年々増加傾向にある中、仕事と治療の両立支援を図るための取組も一層の推進が必要である。 これらに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、職場における感染症予防対策やテレワーク等新しい働き方に対応したメンタルヘルス対策の強化等、事業場における産業医・産業保健機能に期待される役割が拡大しており、これらを踏まえ、事業場の産業保健活動に対する支援を充実・強化するための体制整備を行う必要があるもの。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>本事業は、事業場の産業保健活動に対する支援を充実・強化することで、たとえ小規模事業場等、事業者自身では産業保健体制の整備が難しい事業場であったとしても、労働安全衛生法に基づき事業者が義務づけられた各種措置等が適切に履行されるよう支援を行うものであり、業務上の災害及び疾病の防止に寄与するものである。 したがって、本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適うものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p>		
事業全体の 経費削減内容	<p>一部の研修等のオンライン化を一層進めることから、これに係る会場費や交通費等を削減し、全体として令和3年度予算より3億円程度の減額を図った。</p>		
期待される 施策効果	<p>本事業を通じて、事業場における産業保健活動が活性化することで、業務上の災害及び疾病の防止に寄与することが期待される。</p>		
その他特記事項			

# 産業保健活動総合支援事業

【令和4年度要求額(労災勘定):4,551(4,843)百万円】

事業場における産業保健活動の活性化を図るため、ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等の取組に対して、①事業者、産業医等産業保健スタッフ等に対する研修等の実施、情報提供等、②小規模事業場に対する産業保健サービスの提供、助成金等の各種支援を行う。

## 産業保健総合支援センター

47都道府県に設置

- 小規模事業場等の産業保健活動への支援：4,107(4,248)百万円
  - ・メンタルヘルス対策促進員による訪問指導
  - ・両立支援コーディネーターによる訪問指導、個別ケースの調整支援
  - ・保健師の配置による産業保健活動に関する専用相談窓口
  - ・地域における産業医のネットワーク構築
  - ・治療と仕事の両立支援に係る助成
  - ・職場における感染症予防対策等の助言・支援

- 情報提供・広報：78(81)百万円

・ホームページ運営等

- 連絡会議等開催：26(31)百万円

・都道府県及び地域単位の運営協議会の開催等

## 地域産業保健センター 地域窓口

産保センターの下、  
全国約350箇所を設置

※労働者50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場への支援

- ・医師等による訪問指導（長時間労働者の面接指導、健康診断結果の意見聴取等）
- ・保健師等産業保健スタッフの派遣（産業保健活動の支援）

## (独)労働者健康安全機構(本部)

- 産保センター及びその地域窓口に対する支援・指導

- 情報提供・広報：78(81)百万円(再掲)

・ホームページ運営、情報誌発行、教材開発、両立支援の事例収集・公表、産保センターの市場ニーズ調査・周知、THPの普及・促進・インターネット広告等

- 小規模事業場等の産業保健活動の支援：4,107(4,248)百万円(再掲)

・小規模事業場等の産業保健活動に対する助成金(①小規模事業場における医師・保健師の選任、直接健康相談の体制整備、②ストレスチェックの実施及び職場環境改善、③心の健康づくり計画の策定、④治療と仕事の両立支援、⑤副業・兼業労働者に対する健康確保措置、⑥THPの普及・促進)

N O. ●
令和3年度事業番号
27

事業名	第三次産業の労働災害防止対策事業 (事業番号27 第三次産業等労働災害防止対策支援事業)	令和3年度 予算額	令和4年度 予算要求額
		1,527,033(千円)	1,026,171(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部安全課サービス産業・マネジメント班 労働基準局安全衛生部労働衛生課物理班		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間事業者等		
令和3年度の 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腰痛対策指針の周知啓発を行うとともに、社会福祉施設等を対象とした腰痛対策のための動画の作成・公表等を行う。</li> <li>・第三次産業における労働災害防止対策を進めるため、安全推進者を養成するための講習会や第三次産業等の労働災害防止に向けた広報事業を実施するとともに、安全衛生管理体制の強化等の規制のあり方の検討を行う。</li> <li>・外国人労働者向けの安全衛生教育を推進するため、視聴覚教材等を作成するとともに、外国人労働者の安全衛生管理に関する相談対応等を行う。</li> <li>・高齢労働者の安全衛生対策として、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」周知のセミナー等を実施するとともに、中小企業等が実施する安全衛生確保対策を募集し、高い効果が見込まれる取組を選定し、その経費の一部を補助する。</li> </ul>		
令和4年度から 新たに 実施したい内容	<p>「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の広報、「運動習慣定着支援のためのシニア向け運動プログラム」などのこれまでに作成した各種労働災害防止対策ツールの活用を図るための広報を行う。</p> <p>また、第三次産業における設備対策の強化、安全衛生管理体制の強化等の規制のあり方の検討を行う。</p>		
事業の必要性	<p>（「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」） 小売業、社会福祉施設をはじめとする第三次産業では、労働災害が増加傾向にあり、転倒や無理な動作・咄嗟の動作により負傷するなどの行動系の労働災害が多く発生している。これらの労働災害を防止するため、事業者に対する周知に加えて、個々の労働者の安全に対する機運醸成を図るための周知啓発が必要である。</p> <p>（第三次産業労働災害防止のあり方検討会） 第三次産業における安全衛生水準の向上を図るため、規制のあり方を検討することは労働災害防止対策を推進するために必要である。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>第三次産業における労働災害の占める割合が年々増加するなど、第三次産業の労働災害防止対策の推進が喫緊の課題となっていることから、第三次産業における労働災害防止対策についての取組を行うことは、事業者による労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に 適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>		
事業全体の 経費削減内容	<p>外国人労働者が働く業種・作業に係る視聴覚教材の作成が概ね完了したことによる教材作成数の削減等により、事業全体の経費削減を行った。</p>		
期待される 施策効果	<p>（「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」） 広報により、事業者の安全衛生活動の取組が促進されることで、第三次産業の安全衛生水準の向上が期待される。</p> <p>（第三次産業労働災害防止のあり方検討会） 第三次産業に係る設備対策の強化、安全衛生管理体制の強化等の規制のあり方をとりまとめることで、制度設計の際に活用することが期待される。</p>		
その他特記事項			

# 第三次産業の労働災害防止対策事業（拡充）

令和4年度要求額(労災勘定)  
161,982千円(48,281千円)

- 第13次労働災害防止計画において、労働災害による休業4日以上之死傷者数を令和4年までに平成29年と比較して5%以上の減少させることを目標と掲げているが、同計画で重点業種として定める陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設の死者数は増加傾向にある。労働災害の発生状況を見ると、小売業をはじめとする第三次産業では、転倒や無理な動作・吐き出しの動作により負傷するなどの行動系の労働災害が多く発生している。
- これらの労働災害を防止するため、事業者に対する顧客・利用者の安全、人材確保などの事業者の関心が高い点への労働災害防止活動によるメリットの周知や、個々の労働者に対し転倒や腰痛防止に関する気運醸成、転倒災害等に被災しにくい身体づくりの啓発など、多様な視点からの周知啓発が課題となっている。
- また、これまで、小売業、社会福祉施設を含めた第三次産業等の労働災害防止に向け、各種労働災害防止対策のツールを作成しているが、これらの活用が課題となっている。
- 加えて、労働災害発生に対する人的損失・経済的損失の面からも訴求を高めるための安全対策の有用性に係る検討を行うとともに、設備対策の強化、安全衛生管理体制の強化等の規制のあり方の検討を行うことが求められている。

## 背景

### (1) 広報事業

- ① 上記背景を踏まえつつ、適切な広報の企画検討(広報企画会議の開催)
- ② 広報企画会議で決定されたことを踏まえ、「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」やこれまでに作成した下記の各種対策ツールを周知(シンポジウムの開催、動画コンテンツの配信など)

これまでに作成した各種労働災害防止対策のツール

高齢労働者安全衛生対策  
実証等事業で効果の実証さ  
れた取組

外国人労働者向けに作成し  
た視聴覚教材

令和3年度に策定する「シニア向け運動プログラム」

荷役労働災害防止ガイドライン

EIジフレンドリーガイドライ  
ンの講習などの各種セミ  
ナー動画

「STOP! 転倒災害プロジェ  
クト」関連の教育教材

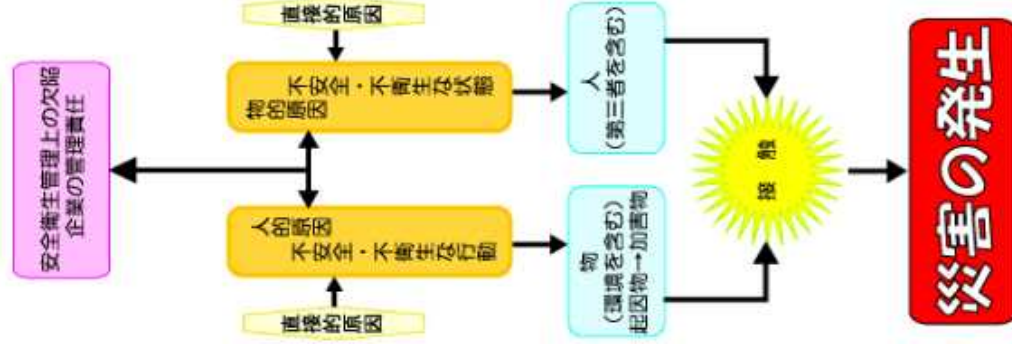
- (2) 第三次産業労働災害防止のあり方検討(ヒアリング、検討会開催など)
- (3) 第三次産業の労働災害防止に向けた安全担当者の養成等(安全衛生推進者養成講習の開催など)

## 事業概要

# 第三次産業労働災害防止のあり方検討会 労働災害発生状況・安全衛生対策の実態調査【新規】

令和4年度要求額(労災勘定) 29,132千円

## 労働災害発生メカニズム



## 労働災害発生状況の実態調査

休業4日以上労働災害約12万件のうち、その5割近い災害が第三次産業において発生

- 第三次産業の労働災害について、慌てたり、急いだりした結果、不注意となる不安全な行動による転倒、無理な動作・吐嗟の動作により負傷するといった行動系災害が高い割合を占めている
- しかしながら、行動系災害の発生状況について、一つ一つの災害がどのような要因背景があるのかまで踏み込まれていない
- 工場や建設現場と違って、労使において安全衛生に関心の無い層も少なからずいる

## 事業成果

仕組み、課題等を、ヒアリングやアンケートにより把握し、検討会、ワーキンググループにより今後の対策の検討に活用する



新たな規制強化等

## 本事業の実施内容

ヒアリング10事業場、検討会5回、WG2種類×4回、WEBアンケート

安全衛生に関心の無い層への訴求を高めるため、

- ①アプローチの方法
- ②規制のあり方
- ③労働災害発生に対する人的損失・経済的損失の面から訴求できるような安全対策の有用性に係る検討を行う

N O . 6
令和3年度事業番号
30

事業名	自動車運転者の労働時間短縮に向けた取組 (事業番号30 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等)	令和3年度 予算額	令和4年度 予算要求額
		160,739(千円)	213,708(千円)
担当係	労働基準局労働条件政策課法規第二係		
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	民間事業者 など		
令和3年度の 事業概要	①トラック運転者の労働時間短縮に向けた荷主間の協力による取組についての周知用コンテンツ作成及び令和元年度に開設したポータルサイトの運用・拡充 ②トラック運転者の労働時間等に係る実態調査を実施する。		
令和4年度から 新たに 実施したい内容	新たに改善基準告示の周知活動として、事業者(ハイヤー・タクシー、トラック、バス)、自動車運転者等を対象としたポータルサイトを設置、事業者・発注者等を対象としたセミナーを開催		
事業の必要性	働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において、「自動車の運転業務については、5年後の施行に向けて、荷主を含めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進する必要がある」旨定められている。そのため当該事業により、自動車運転者の長時間労働の解消と過重労働に起因する労働災害等の防止を図る必要がある。		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	自動車運転者は他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっている。そのため、自動車運転者の労働条件及び安全衛生の確保・改善は喫緊の課題となっている。当該事業は自動車運転者を対象に長時間労働の解消と過重労働に起因する労働災害等の防止を図ることを目的とする事業であるため、社会復帰促進等事業で実施する必要性がある。		
事業全体の 経費削減内容	委託事業者が提出する事業実施計画について審査し、必要な支出のみを認め、効率的な事業運営を行う。		
期待される 施策効果	改正後の改善基準告示の周知		
その他特記事項			

# 自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

令和4年度要求額 207,174 (153,732)千円

労災勘定 207,174千円 (153,732千円)

## 趣旨・目的

・ 自動車運転者は

① 他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にある。

② 業務における過重な負荷による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっている。

⇒ 労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題

< 長時間労働の背景 >

トラック運送業における荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題あり

⇒ 長時間労働是正には、荷主等の取引先との取引条件改善などの環境整備を強力に推進する必要がある。

## 働き方改革実行計画 (平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)

自動車の運転業務については、・・・5年後の施行に向けて、荷主を含めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進する。

< これまでの取組 >

平成28～29年度

平成30年度

令和元年度

令和2年度

令和2～3年度

令和3年度

自動車運転者の労働時間改善のための取組を実施 (令和元年度まではトラック運転者対象)

実証実験 (パイロット事業) を実施 (トラック)

荷主とトラック運送事業者を対象としたガイドラインを策定、周知用コンテンツ (ハンドブック、パンフレット) を作成、労働時間短縮に向けたコンサルティングを実施

ガイドライン等の周知セミナーを全国開催、ポータルサイトを開設 (トラック)

荷主向け周知動画の作成、ポータルサイトの内容拡充 (トラック)

自動車運転者 (トラック、バス、ハイヤー・タクシーの各分野) の労働時間等に係る実態把握を実施  
問題解決につながる意見交換会開催・取組支援、荷主間協力の周知用コンテンツ作成

## 令和4年度の事業内容

### (1) 荷主間の協力による取組促進

- トラック運転者の労働時間短縮に向けた荷主の協力による取組についての周知用コンテンツ作成・ポータルサイトの継続運用・内容拡充・周知広報
- トラック運送業の労働時間等に係る問題解決につながる意見交換・連携のきっかけづくり等の場の開催・好事例等の周知

### (2) 改善基準告示等の周知活動

- 改善基準告示の見直しおよび周知広報に向け、事業者、自動車運転者を対象に、労働時間の実態、業界の問題点等についての実態調査
- 令和6年4月の施行に向け、事業者 (ハイヤー・タクシー、トラック、バス)、自動車運転者等を対象としたポータルサイトを設置、事業者・発注者等を対象としたセミナーを開催

令和6年度の時間外労働の上限規制適用に向けて、自動車運転者の労働時間の実態を踏まえた上で、荷主等の取引先と、自動車運転者を使用する事業者の双方が自動車運転者の労働時間改善に協力して取り組む気運を醸成するための取組を継続。

NO. 7
令和3年度事業番号
35

事業名	<p><b>地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業、高度安全機械等導入支援補助金、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等事業、中小事業場における化学物質のばく露防止手法の検討</b> (事業番号35 労働災害防止対策費補助金経費)</p>	令和3年度 予算額	令和4年度 予算要求額
		1,805,372(千円)	2,510,782(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部計画課機構・団体管理室団体監理係、安全課サービス産業・マネジメント班、機械班、化学物質対策課化学物質評価室、環境改善室環境改善係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	事業主、事業主の団体、労働者		
令和3年度の 事業概要	<p>労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。本事業は、事業主の自主的な取り組み支援のため、労働災害防止団体等に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図ることにより労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>事業主による自主的な安全衛生活動を促進し、労働災害の防止に繋げるため、労働災害防止団体が行う次の事業に対し、補助を行う。</p> <p>①技術的な事項に関する指導及び援助事業 ②情報の収集及び提供事業 ③調査及び研究事業</p>		
令和4年度から 新たに 実施したい内容	<p>&lt;地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業&gt; 自然災害の発生に備えるため、安全衛生専門家による復旧・復興工事に従事する労働者、管理監督者等に対する安全衛生教育の教材を作成、配付し、事業者の行う安全衛生教育の支援を行う。安全衛生専門家が、復旧・復興工事の工事現場を巡回し、危険な方法で作業が行われている場合に助言指導を行う。</p> <p>&lt;高度安全機械等導入支援補助金&gt; 中小企業が高度な安全機能を有する機械等（高度安全機械等）を導入するために要する費用の一部を補助する。</p> <p>&lt;労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等事業&gt; 労働安全衛生マネジメントシステムの適格認証を行ってきた中央労働災害防止協会が、労働安全衛生マネジメントシステムの普及が進んでおらず安全衛生活動の取組が低調な第三次産業における安全衛生活動の実態調査を行い、その状況を踏まえた普及・促進の取組等を行うことにより、第三次産業における労働安全衛生マネジメントシステムの普及・促進を図る。</p> <p>&lt;中小事業場における化学物質のばく露防止手法の検討&gt; 見直される労働安全衛生法令の新たな自律的化学品管理規制に必要となる、中小事業者が実施可能な安価な測定方法の開発や、中小事業者で取り扱いの多い経皮吸収のある化学物質の適切な自律管理のあり方を検討する。</p>		
事業の必要性	<p>&lt;地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業&gt; 近年、日本各地で地震、豪雨、台風等の災害が連続して発生しており、令和2年においても台風による大規模な停電の発生や広範囲での記録的な大雨による災害に見舞われるなど、大規模自然災害の被害からの復旧・復興工事における安全衛生確保が大きな課題となっている。大規模自然災害からの復旧現場は足下が極めて悪く、さらに複数の車両系建設機械による輻輳した作業が行われるため労働災害の発生が危惧されることから、復旧・復興工事における労働災害防止対策の一層の徹底を図る必要がある。</p> <p>&lt;高度安全機械等導入支援補助金&gt; 近年の技術の進展に伴い、産業現場の車両系機械等においても、高度な安全機能を有する機械等（高度安全機械等）の開発が進められている。これらの中でも特に労働災害の防止に有効な機械等の活用が推進されることにより、労働災害の減少が期待される。</p> <p>しかし、資力の乏しい中小企業においては、これらの導入は困難であることから、中小企業を対象として、建設業労働災害防止協会が行う高度安全機械等の導入支援事業を補助することにより、高度安全機械等の普及・促進を図り、一層の労働災害防止対策の推進を図る必要がある。</p> <p>&lt;労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等事業&gt; 特に第三次産業において、労働災害の占める割合が年々増加する一方で、安全衛生活動が進んでいない現状を踏まえ、第三次産業等の事業場が行う労働安全衛生マネジメントシステムに基づく安全衛生活動の実態を把握し、その状況を踏まえた普及・促進等を図る必要がある。</p> <p>&lt;中小事業場における化学物質のばく露防止手法の検討&gt; 見直しされる新たな化学品管理規制による自律的な化学品管理を中小企業が円滑に行うための手法の検討等を行う必要がある。</p>		



<p>社会復帰促進等事業で実施する必要性</p>	<p>&lt;地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業&gt; 労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。本事業は、事業主の自主的な取り組み支援のため、労働災害防止団体等に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図ることにより労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>&lt;高度安全機械等導入支援補助金&gt; 機械等による労働災害防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>&lt;労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等事業&gt; 第三次産業における労働災害の占める割合が年々増加するなど、第三次産業の労働災害防止対策の推進が喫緊の課題となっていることから、労働安全衛生マネジメントシステムによる労働災害防止対策について取組を行うことは、事業者による労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>&lt;中小事業場における化学物質のばく露防止手法の検討&gt; 新たな自律的化学物質規制の円滑な施行は、将来の化学物質によるがん等の発症及び労災保険料の抑制に繋がるものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>
<p>事業全体の経費削減内容</p>	<p>&lt;既存事業部分&gt; 各団体が実施する安全衛生教育や講師派遣、個別・集団指導の活動回数、それに伴う旅費等について一部見直しを行うことで経費を削減した。</p> <p>&lt;地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業&gt; 本事業は本年度まで委託事業として実施し、復旧・復興工事における安全衛生確保支援などの取組を通じて当該支援に係るノウハウ等が蓄積されたことから、これらノウハウ等を活用することにより、必要経費の削減を図った。</p> <p>&lt;高度安全機械等導入支援補助金&gt; 本年度まで実施してきた既存不適合機械等更新支援補助金事業での補助金審査、相談、広報に係る業務に要する経費を必要最小限にするとともに、補助対象の機械を安全衛生水準の向上に有効な機械等に限定することにより補助金額の縮減を図った。</p> <p>&lt;労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等事業&gt; 実態調査は必要最小規模のサンプル調査にするとともに、講習会の開催箇所も全国ブロック単位にすること等により経費削減を図った。</p> <p>&lt;中小事業場における化学物質のばく露防止手法の検討&gt; 化学物質管理規制の見直しを踏まえ、旧制度に係る事業である職場における化学物質のリスク評価事業の廃止等により本事業の財源を捻出した。</p>
<p>期待される施策効果</p>	<p>&lt;地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業&gt; 地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の一層の徹底を図ることによって、労働者の安全衛生水準の向上に繋がることが期待されるほか、円滑な復旧・復興工事の推進に寄与することが期待される。</p> <p>&lt;高度安全機械等導入支援補助金&gt; 機械等に高度な安全機能が導入されることにより、労働災害の減少が期待される。</p> <p>&lt;労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等事業&gt; 第三次産業で労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進がなされることにより、業界全体の安全衛生水準の向上が期待される。</p> <p>&lt;中小事業場における化学物質のばく露防止手法の検討&gt; これら事業により、中小企業において新たな自律的化学物質規制の円滑な実施が期待され、将来の化学物質によるがん等の発症及び係る労災保険料の抑制に繋がることが期待される。</p>
<p>その他特記事項</p>	

# 自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業（組替）

## 必要性【なぜ】

- 日本各地で地震、豪雨、台風等の災害が連続して発生しており、大規模自然災害の被害からの復旧・復興工事における安全衛生確保が大きな課題となっている。
- これまでに実施してきた東日本大震災等に係る復旧・復興工事の安全衛生確保支援事業により復旧・復興工事における安全衛生確保支援のノウハウ等が蓄積されている。
- このノウハウ等を活用し自然災害からの復旧・復興工事の安全衛生確保を支援する。

## 緊急性【いま】

- 最近においては台風による大規模な停電の発生や広範囲にわたる記録的な大雨による災害に見舞われており、令和2年7月に発生した豪雨では被害は37府県にわたり、土砂災害は961件も発生している。これは記録の残る主な自然災害の中で被災都道府県数が過去最大、土砂災害発生件数も過去3番目を記録するなど、被害が広範化・大規模化している。  
※ 災害救助法の適用市町村数も平成30年の137から令和元年には410に増加している。
- 大規模自然災害がひとたび発生すれば建設業界が中心となり本格的な復旧・復興工事が行われることとなるが、災害復旧現場は足下が極めて悪く、さらに複数の車面系建設機械による輻輳した作業が行われることとなるため労働災害の発生が危惧される。

## 施策概要

- 安全衛生専門家による巡回指導
- 巡回指導時に短時間で実施するワンポイント安全衛生教育の実施（WEB）
- 安全衛生教育の効果が高い最新の災害事例集による教育支援
- 新規参入者のほか、中小ゼネコンの管理監督者等の安全衛生の「キーマン」に対する教育・研修の徹底
- 復旧・復興工事における労働災害防止対策等の検討、報告書の作成

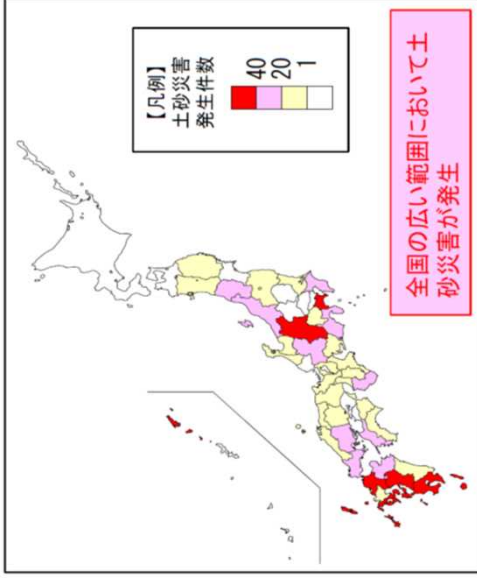
↑ **復旧・復興工事の関係者が一体となって震災復旧・復興工事における労働災害防止対策に取り組む**

## 有効性【期待される効果】

雇用問題と表裏一体をなす復旧・復興工事に従事する労働者の安全確保

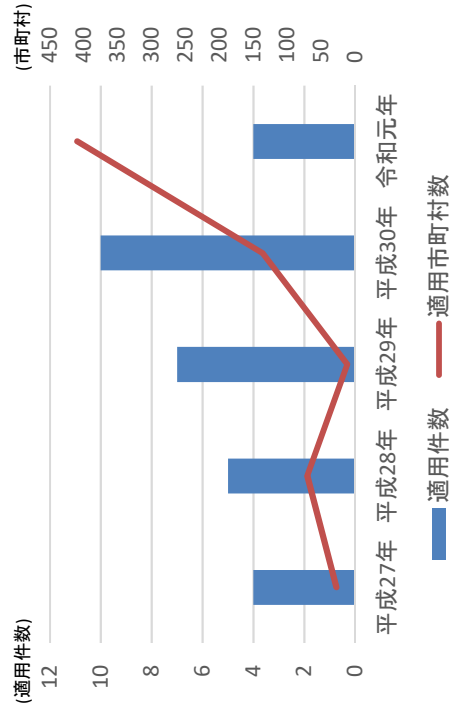
令和4年度要求額(労災勘定)  
242,858( 0)千円

《図1》 令和2年7月豪雨における土砂災害発生状況



出典：令和2年の土砂災害（国土交通省）

《図2》 災害救助法の適用実績の推移

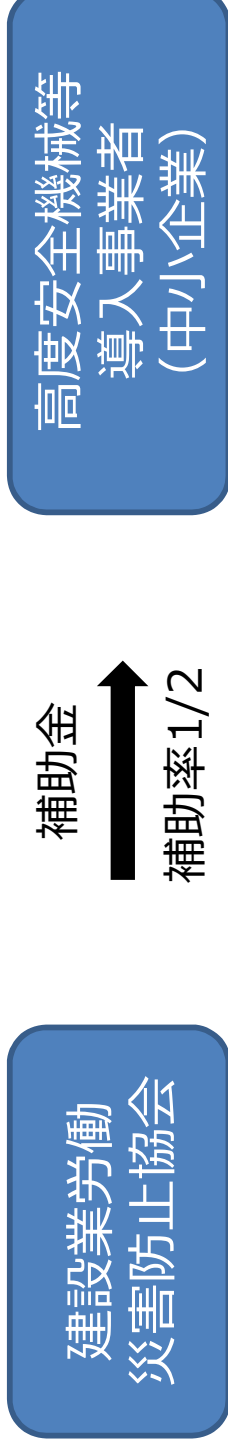


出典：内閣府資料（令和2年版防災白書）

# 高度な安全機械等の導入の支援（新規）

令和4年度要求額（労災勘定） 400,838（ 0）千円

- 近年の技術の進展に伴い、事故の防止をサポートする様々な技術開発が行われている。
- 産業界の車両系機械等においても、高度な安全機能を有する機械等（高度安全機械等）の開発が進められているが、これらの中でも特に労働災害の防止に有効な機械等の活用を推進していくことにより、労働災害の減少が期待される。
- しかし、資力の乏しい中小企業においては、これらの導入は困難であることから、中小企業に対し、これらの導入に要する費用の一部を補助する。



- 高度な安全機能を有する機械等を指定

指定された対象機械等を導入する事業者を審査の上、  
交付決定

## 補助対象の費用

高度安全機械等を導入するために要する費用

高度な安全機能を有する車両系機械等（上限100万円の1/2）



# 労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等 (講習会開催、実態調査、国際会議への参加など)

令和4年度要求額(労災勘定)  
20,858 ( 0 ) 千円

- 第13次労働災害防止計画において、労働災害による休業4日以上の死傷者数を令和4年までに平成29年と比較して5%以上の減少させることを目標と掲げているが、同計画で重点業種として定める陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設の死傷者数は増加傾向にある。労働災害の発生状況を見ると、小売業をはじめとする第三次産業では、転倒や無理な動作・吐嗟の動作により負傷するなどの行動系の労働災害が多く発生している。
- 特に第三次産業において安全衛生活動が進んでいない現状を踏まえ、第三次産業等の事業場が行う労働安全衛生マネジメントシステムに基づく安全衛生活動の実態を把握し、その状況を踏まえた普及・促進等を図る必要がある。

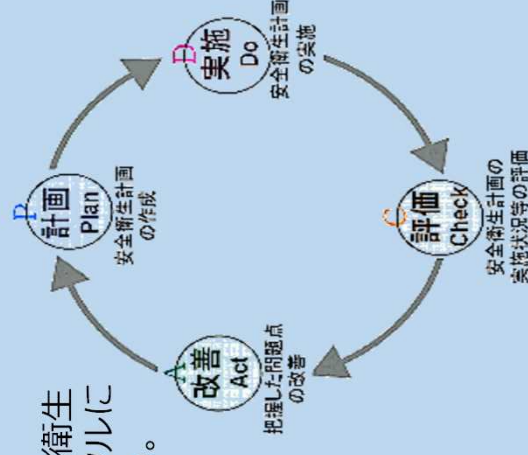
## 背景

### ●労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針とは

- 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年労働省告示第53号）は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第24条の2の規定に基づき、事業者が継続的に行うPDCAサイクルによる自主的な安全衛生活動を促進するための仕組みを定めたもので、厚生労働大臣が公表している。事業場において、

- ①事業者（経営トップ）による安全衛生方針の表明
- ②危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- ③安全衛生目標の設定
- ④安全衛生計画の作成（P）、実施（D）、評価（C）及び改善（A）

を、体系的かつ継続的に実施する安全衛生管理に係る仕組みで、生産管理等の事業実施に係る管理と一体となって運用されるもの



## 事業概要

実態把握  
(実態調査・国際会議への参加)

その状況を踏まえた  
普及・促進  
(講習会開催)

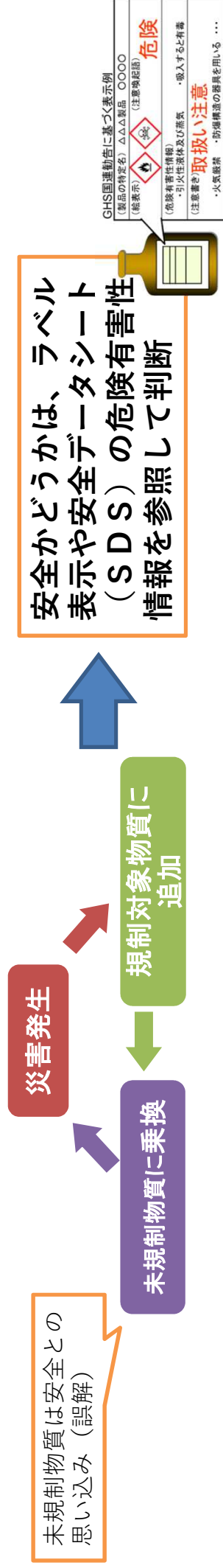
第三次産業における  
安全衛生活動の一層  
の促進

# 中小事業場における化学物質のばく露防止手法の検討（新規）

令和4年度要求額（労災勘定） 107,860（ 0）千円

## 【職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書（令和3年7月）】

有害性（特に発がん性）の高い物質について国がリスク評価を行い、特定化学物質障害予防規則等の対象物質に追加し、ばく露防止のために講ずべき措置を国が個別具体的に法令で定めるというこれまでの仕組みを、国はばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行することを原則とする仕組み（「自律的な管理」という。）に見直すことが適当。



## 【事業概要】

化学物質を取り扱う中小事業者が、国が定める濃度基準を満たすよう自律的な化学物質管理を円滑に行うためには、中小事業者が実施可能な安価な測定方法を開発する必要がある。このため、**25物質程度の測定手法の開発**を行う。併せて、中小事業者で取り扱いの多い**経皮吸収のある化学物質20物質**について、**ばく露態の把握及び適切な化学物質の自律管理のあり方**を検討する。

# 見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）

有害性の情報量 **大**

有害性の情報量 **小**

約3,100物質（国がモデルラベル・SDS作成済みの物質）

数万物質

数百物質

労災多発等  
管理困難な  
物質・作業  
国が指定

ばく露限界値（仮称）設定  
可能な物質

国が物質指定+ばく露限界値設定

国のGHS分類により危険性・有害性が確認された物質

国が物質指定

製造・使用  
等の禁止、  
許可制等

ラベル表示・SDS交付による危険性・有害性情報の伝達義務

SDSの情報等に基づくリスクアセスメント実施義務

ばく露濃度を「ばく露限界値」以下とする義務※

※ばく露濃度を下げる手段は、以下の優先順位の考え方に基づいて、事業者が自ら選択  
①有害性の低い物質への変更、②密閉化・換気装置設置等、③作業手順の改善等、④有効な呼吸用保護具の使用

ラベル表示・SDS交付による危険性・有害性情報の伝達義務

SDSの情報等に基づくリスクアセスメント実施義務

ばく露濃度をなるべく低くする措置を講じる義務※

危険性・有害性情報が少ない  
(不明が多い) 物質

ラベル表示・SDS交付努力義務

リスクアセスメント努力義務

ばく露濃度をなるべく低くする措置を講じる努力義務

皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがある物質について、  
保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務

## 自律的な管理を基軸とする化学物質管理

<特化則等対象物質の管理>

- ・特化則等の対象物質は、引き続き同規則に基づいて管理
- ・一定の要件を満たした企業は、特化則等の適用を除外（ばく露防止手段の自主選択可）

※今後、特化則等への物質追加は行わない

## 中小企業を中心とする国による支援

- ・標準的な管理方法をまとめたガイドラインの作成
- ・インダストリアルハイジニスト等の専門家による相談等の支援体制整備
- ・化学物質管理を支援する簡易なシステムの開発
- ・化学物質管理に関する情報を集約したポータルサイトの整備 など

N O. 8
令和3年度事業番号
36

事業名	資質の高い産業医の養成及び確保への取組強化、職場の環境特性を踏まえた感染症対策を行う産業医等の育成 (事業番号36 産業医学振興経費)	令和3年度 予算額	令和4年度 予算要求額
		6,751,305(千円)	6,713,723(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部計画課機構・団体管理室団体監理係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	（公財）産業医学振興財団、学校法人産業医科大学		
令和3年度の 事業概要	<p>産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興と職場での労働者の健康確保の充実を図ることは、労働者の安全及び衛生の確保に資するため以下を実施する。</p> <p>①産業医科大学の運営等に対する助成 ②産業医科大学の学生に対する修学資金貸与制度の運営 ③産業医の資質の向上を図る研修等の実施 ④産業医学に関する研究の促進 ⑤産業医学情報の提供</p>		
令和4年度から 新たに 実施したい内容	<p>&lt;資質の高い産業医の養成及び確保への取組強化&gt; 企業が産業医等に求めるニーズを把握・大学教育に反映させる調整や、現在現場から離れている産業医等が円滑に復職できる様にする体制の構築等について、その方策の企画立案及び調整等を行う専門スタッフを配置する。</p> <p>&lt;職場の環境特性を踏まえた感染症対策を行う産業医等の育成&gt; 将来発生しうる感染症に対し、職域視点の実践的な対応能力を兼ね備えた産業医・産業保健スタッフを育成するための感染症科学講座（仮称）を創設する。</p>		
事業の必要性	<p>&lt;資質の高い産業医の養成及び確保への取組強化&gt; 労働環境の変化等に伴い、企業毎の事情に柔軟に対応できる素養をもった産業医が適切に配置されること（需給のマッチング）が、労働者の安全と衛生を確保していく上で重要であり、こうした社会経済の変化に応じて、企業が産業医等に求めるニーズを継続的に把握し、大学教育にも反映させていく必要がある。 また、資質の高い産業医を企業に確保（供給）するにあたっては、現在産業医の現場から離れている卒業生を産業医として復帰させることが効果的であり、彼らが復職を望む際に円滑に復職出来るようにする相談体制の確立が必要がある。</p> <p>&lt;職場の環境特性を踏まえた感染症対策を行う産業医等の育成&gt; 今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、将来新たな感染症が発生・蔓延した場合の事態に備えるほか、感染拡大防止と社会経済活動の両立には、新たな感染症そのものの特性に加え、職場等の環境特性を踏まえた迅速かつ的確な対応が必要となっている。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	これらの事業は、職場における健康確保対策を適切に行う素養を備えた、資質の高い産業の輩出に貢献するものであるから、労働者の安全及び衛生の確保に資するものとして、労働災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。		
事業全体の 経費削減内容	産業医学振興財団における事業運営費や、産業医科大学における一般運営費及び大学運営費をそれぞれ執行状況等も踏まえて削減しつつ、次年度新たに実施をしたい事業及び必要な経費について要求し、その額を対前年度以下としている。		
期待される 施策効果	<p>&lt;資質の高い産業医の養成及び確保への取組強化&gt; 企業等のニーズを捉えた、資質の高い産業医人材を育成・輩出する。</p> <p>&lt;職場の環境特性を踏まえた感染症対策を行う産業医等の育成&gt; 新たな感染症の発生に対応できる産業医等を育成・輩出する。</p>		
その他特記事項			

# 資質の高い産業医の養成及び確保への取組強化【新規】

令和4年度要求額(労災勘定)  
14,110千円(0)

## 1. 趣旨・目的

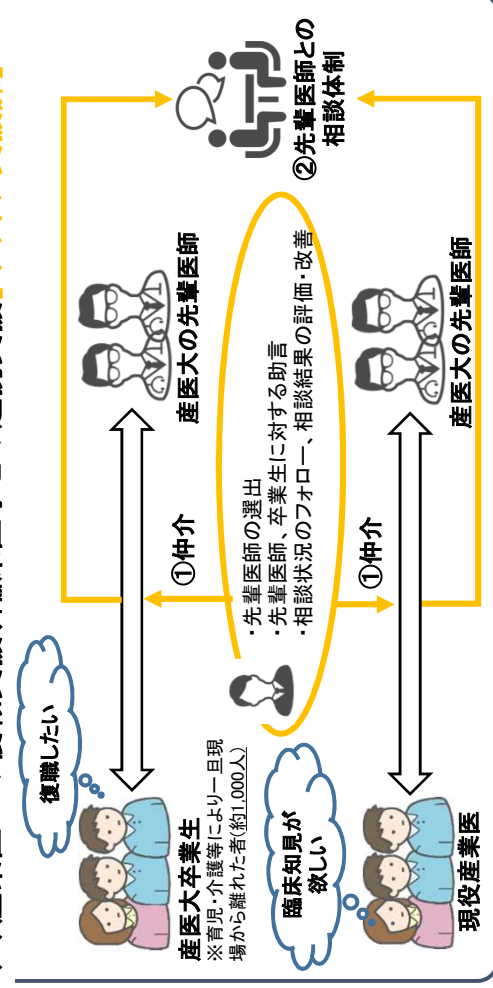
- 労働環境の変化等に伴い、企業毎の事情に柔軟に対応できる素養をもった産業医が適切に配置されること(需給のマッチング)が、労働者の安全と衛生を確保していく上で重要。こうした社会経済の変化に応じて、企業が産業医等に求めるニーズを継続的に把握し、**大学教育にも反映させていく必要がある。**
- 資質の高い産業医を企業に確保(供給)するにあたっては、現在産業医の現場から離れている卒業生(約1,000人※産医大調べ。)を産業医として復帰させることが効果的であり、**彼らが復職を望む際に円滑に復職出来るようにする相談体制の確立が必要がある。**
- ⇒ 上記のほか、臨床医学との連携、嘱託産業医確保のための医師会とのネットワーク構築等の企画立案及び調整等を行うために必要な専門スタッフ(2名)を配置し、**資質の高い産業医の養成と確保に向けた取組を強化する。**

## 2. 業務内容

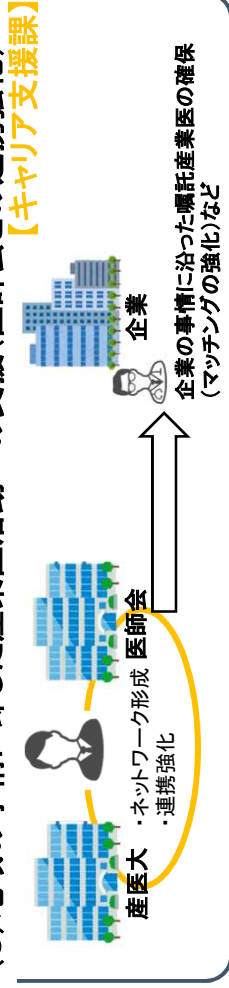
### (1) 企業ニーズ調査及び大学教育への反映【大学管理課】



### (2) 産業医への復職支援、臨床医学との連携支援【キャリア支援課】



### (3) 地域の事情に即した産業医活動への支援(医師会との連携強化)



**資質の高い産業医の養成及び確保を推進**



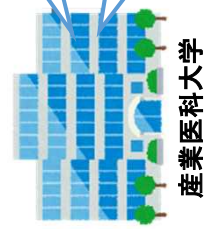
# 職場の環境特性を踏まえた感染症対策を行う産業医等の育成【新規】

令和4年度要求額(労災勘定)  
23,014千円( 0)

## 1. 趣旨・目的

- 今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、将来新たな感染症が発生・蔓延した場合の事態に備える必要がある。
- 感染拡大防止と社会経済活動の両立には、新たな感染症そのものの特性に加え、職場等の環境特性を踏まえた迅速かつ的確な対応が必要。
- 産医大がこれまでに培ってきた産業医学と感染症に関する知見・経験を体系化(教育プログラム化)し、**将来発生しうる感染症に対する、職域視点の実践的な対策を企画立案・実行が可能なる素養と能力を兼ね備えた産業医・産業保健スタッフの育成に資するものとする。**

## 2. 実施内容



開学以降40年間、医学の視点から職場を見つめてきた知識と経験

新型コロナウイルス、新型インフルエンザ、自然災害(震災、水害等)における感染症に対する知見

産業医科大学

融合・体系化

感染症科学講座(仮称)の創設

NoteBook

NoteBook

## 感染症科学講座(仮称)

### 卒前教育

#### 【基礎的・臨床的学習、職域視点の研究】

- ・広範的な感染症(ウイルス、細菌、真菌、原虫等)に関する基礎的教育に加え、これらの感染症が職場において労働者に与える影響について研究
- ・産業医学と感染症分野を融合させた労働衛生管理教育



- ・職域における実践的な感染症対策の調査・研究
- ・研究成果を踏まえた指導・教育プログラムの検討

⇒ 教授・助教(各1名)を配置

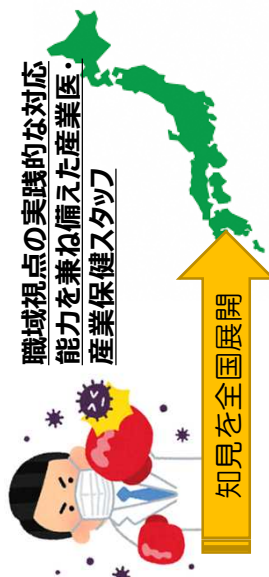
### 卒後教育

#### 【社会医学を含めた横断的な実践教育】

- ・各講座で積み重ねた感染症に関する知見を横断的に統括
- ・医療現場、介護現場、産業現場など、あらゆる職域における、仕事と感染症感染との関係性及び影響
- ・職場内のクラスター発生と産業医配置の関連性
- ・感染した従業員、在宅勤務者に対するメンタルヘルス対策 等



- ・産医大卒の修練医
- ・他大学卒の医師等



職域視点の実践的な対応  
能力を兼ね備えた産業医・  
産業保健スタッフ

知見を全国展開

### 【新型コロナウイルス等新興感染症への対応】

- 事業所支援  
事業所内等クラスター予防、感染対策指導  
空港検疫等
- 社会経済活動支援  
業種別(飲食店・結婚式場等)の感染対策指導

### 【災害時の感染対策への対応】

- ライフラインの途絶え、衛生環境の悪化による感染症の発生予防・対策

N O . 9
令和3年度事業番号
40

事業名	医療勤務環境マネジメントシステムの普及促進等事業 (事業番号40 医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組)	令和3年度 予算額	令和4年度 予算要求額
		755,053(千円)	887,412(千円)
担当係	労働基準局 労働条件政策課 労働条件確保改善対策室 労働条件改善係		
事業の別	安全衛生確保等事業 (労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局、民間団体		
令和3年度の 事業概要	<p>①各都道府県が設置主体となる、医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための医療勤務環境改善支援センター(以下「勤改センター」という。)に医療労務管理アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を配置し、医療機関からの労務管理等に関する相談支援等を行う。</p> <p>②医療機関に対するアンケート調査、医療従事者の勤務環境改善に向けた手法の確立のための調査・研究。</p> <p>③医療機関の勤務環境改善に関する好事例等を掲載したウェブサイトの運営、医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進セミナーの実施。</p>		
令和4年度から 新たに 実施したい内容	<p>都道府県勤改センターの活動を充実させるとともに、アドバイザーの資質向上など勤改センターの支援力の強化を図るため、アドバイザー、社労士、医療経営コンサルタント等の中から医療勤務環境改善の取組に係る知見及び支援能力が高い者をスーパーバイザーとして選抜し、各ブロックごとに配置することを通じて、勤改センターに対してセンターの取組状況の把握・確認、相談対応の支援、個別支援業務に係る総合支援及び個別訪問の同行支援などを行う。</p>		
事業の必要性	<p>令和6年4月に施行される医師の時間外労働の上限規制に医療機関が対応するに当たり、勤改センターによる支援の必要性が高まっているところであり、医師の働き方改革が円滑に進むよう、勤改センターの活動をより一層充実させるとともに、アドバイザーの資質向上などセンターの支援力の強化を行っていくことが必要である。</p> <p>特に、令和4年度においては、管内の医療機関から、労働時間短縮計画の策定支援に関する相談が増加し、これに対する個別対応、訪問など各種支援も本格化することから、これらに対応するために支援力強化が必要である。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、厳しい勤務環境にある医師等の医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっているため、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた施策の更なる推進を図る必要がある。</p> <p>本事業により医療従事者の勤務環境の改善が促進されれば、長時間労働が解消することによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適うものであり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>		
事業全体の 経費削減内容	<p>仕様書上、都道府県毎の支援回数等を詳細に設定することにより、契約差額及び執行実績との乖離が生じないように取り組んでおり、令和4年度も引き続き、令和3年度の実績を踏まえつつ、事業の適正な執行に努める。</p>		
期待される 施策効果	<p>医療機関が、医療勤務環境改善マネジメントシステムにより自主的に勤務環境の改善に取り組むことが促進される。また、医療機関への労務管理に関する支援を通じて医療機関が令和6年4月に施行される予定の医師の時間外労働の上限規制に円滑な対応を行うことが期待される。</p>		
その他特記事項			

## 医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組

国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受け取るためには、長時間労働など厳しい勤務環境におかれている医療従事者の勤務環境の整備が喫緊の課題であることから、労務管理支援など、医療機関の勤務環境改善に向けた主体的な取組に対する支援の充実を図ることにより、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組の充実につなげる。

令和4年度要求額(労災勘定) 887,412(755,053)千円

### 医療労務管理支援事業

736,967(623,756)千円

全国47都道府県の医療勤務環境改善支援センターに労務管理の専門家(医療労務管理アドバイザー)を配置<sup>(※)</sup>し、医療機関からの各種相談対応、医療労務管理アドバイザー派遣による個別支援、上限規制の適用に向けた時短計画の策定支援、年間を通じ勤務環境改善に係る包括的な支援を行う特別支援の実施など、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組の支援をする。

また、医師の上限規制の適用開始に向け、働き方改革セミナーの開催や個別の医療機関訪問実施等による法制度の周知・取組の呼びかけの徹底を図る。

(※)東京4名、大阪・愛知各3名  
その他道府県2名



### 勤務環境改善に向けた調査研究事業

45,511(49,477)千円

医療機関における労働実態や勤務環境改善マネジメントシステムの実施状況、及び勤改センターの活動状況の把握・分析を行うことにより、勤務環境改善に関する政策効果を検証して、更なる推進方策の検討を行うため、以下の取り組みを実施する。

- ・有識者による検討委員会の設置
- ・医療機関の勤務環境改善にかかる事例収集
- ・医療機関の労働実態(時間外労働、夜勤、連続勤務等)を把握するための全医療機関を対象とした実態調査



### マネジメントシステムの普及促進等事業

81,181(57,967)千円

普及促進事業として、医療勤務環境改善に関する好事例、国の支援施策、自主的改善の取組に活用できる支援ツールなどを掲載したHP(いきサポ)の運営、セミナーの開催、周知用リーフレット等の作成・配布・広告や、勤務環境改善の取組好事例の収集を行い、併せて動画等の作成・配信を行う。

アドバイザー支援事業として、勤改センターで実施する特別支援業務の同行支援のほか、全国の勤改センターの支援力強化に向けたアドバイザーの質の向上を図るためのスーパーバイザーによる包括的な業務支援を行う。

いきサポ

# 医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関への支援体制の構築（平成26年10月1日施行）

## 【事業イメージ（全体像）】

医師・看護職等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、国の指針・手引きを参照して、各医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を行う仕組み（勤務環境改善マネジメントシステム）を創設するとともに、各都道府県に、こうした取組を行う医療機関に対する総合的・専門的な支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を設置する。センター事業は地域の医療関係団体等による実施も可能。（都道府県の実情に応じた柔軟な実施形態が可能。）

## 都道府県 医療勤務環境改善支援センター

各医療機関の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく「勤務環境改善計画」の策定・実施・評価等を、専門家のチームにより、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的にサポート

### 医療労務管理支援事業

（医療労務管理アドバイザー等の配置）

- 労務管理面でのアドバイザー等の配置

### 医業経営アドバイザー

- 診療報酬制度面
- 医療制度・医事法制度面
- 組織マネジメント・経営管理面
- 関連補助制度の活用等に関する専門的アドバイザーの派遣等



### 労働基準局予算

都道府県労働局が執行

令和4年度要額 労働保険特別会計7,4(6,2)億円

### 都道府県労働局

※ 地域の関係団体と連携した支援  
 医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会・病院協会・  
 社会保険労務士会・医業経営コンサルタント協会等

### 医政局予算

都道府県衛生主管部局  
 令和3年度予算額 地域医療介護総合確保基金  
 公費1179億円（1194億円）の内数

地域医療介護総合確保基金対象事業

## 勤務環境改善に取り組む医療機関

### 勤務環境改善マネジメントシステム



院内で、院長、各部門責任者やスタッフが集まり協議

ガイドラインを参考に改善計画を策定

課題の抽出

現状の分析

改善計画の策定

### 医療従事者の働き方・休み方の改善

多職種の役割分担・連携、チーム医療の推進  
 医師事務作業補助者や看護補助者の配置  
 勤務シフトの工夫、休暇取得の促進 など

### 働きやすさ確保のための環境整備

院内保育所・休憩スペース等の整備  
 短時間正職員制度の導入  
 子育て中・介護中の者に対する残業の免除  
 暴力・ハラスメントへの組織的対応  
 医療スタッフのキャリア形成の支援 など

N.O. ●
令和3年度事業番号
42

事業名	「働き方の多様化と労働時間管理等に関する調査研究」の実施 (事業番号42 独立行政法人労働政策研究・研修機構 運営費・施設整備費)	令和3年度 予算額	令和4年度 予算要求額
		199,331(千円)	126,102(千円)
担当係	政策統括官(総合政策担当) 付政策統括室調整第3係		
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	独立行政法人		
令和3年度の 事業概要	<p>(1) において運営費、(2) において施設整備費、について記載を行う。</p> <p>(1) 労働行政職員研修は、地方組織も含めた全国の労働行政職員に対し、法令等に基づいた施策の適正かつ確かな遂行を担保するために必要となるノウハウ等を体系的・継続的かつ齊一的に教授することを通じて、労働政策を効果的かつ効率的に推進するための基盤を提供しているものである。このうち、労働基準監督や安全衛生等に関する研修は、労働行政の現場で、適切な施策の実施のために必要なものであり、労働者の安全衛生の確保等を図るものである。</p> <p>(2) 労働基準監督や安全衛生等に関する研修は、労働行政の現場で、適切な施策の実施のために必要なものであり、労働者の安全衛生の確保等に資するものであることから、その研修の実施主体である(独)労働政策研究・研修機構労働大学校の施設の老朽化等を勘案し、計画的な改修、更新を進めるものである。</p>		
令和4年度から 新たに 実施したい内容	テレワークや兼業・副業の実態や課題を把握するため、先行研究に関する文献研究、企業・労働者双方に対するアンケート及びヒアリング調査、諸外国における法制度に関する比較法研究・法制度の効果に関する研究・最新動向の把握等の調査を行う。		
事業の必要性	少子高齢化の進展、経済のグローバル化やAI・ICT等の技術革新による産業構造や社会構造の変化に伴い企業活動が変容し、個人の働き方や就業意識が多様化している。 テレワークや兼業・副業は「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において柔軟な働き方がしやすい環境整備としてその推進があげられているが労働時間管理が困難なことから長時間労働につながるなどの指摘もあり、健康の確保や仕事と家庭生活の両立を困難とする要因となる。 こうした状況に対応し、働き方に関わらず誰もが安心して健康に働くことができる環境整備に向けて、テレワーク、兼業・副業などの導入及び推進のためのガイドラインが示されているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により働く環境が急激に変化していることから、ガイドラインを踏まえた多様な働き方の実態や課題、求められる政策支援を把握・分析することが必要である。		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	「働き方の多様化と労働時間管理等に関する調査研究」は、テレワークや兼業・副業の拡大による、健康の確保や仕事と家庭生活の両立について、実態を調査し明らかにするもので長時間労働の削減、過重労働による健康障害防止、ワークライフバランスの実現など、労働者の健康確保・労働災害防止に十分貢献することが期待できることからすることが社会復帰促進等事業で実施することが適当である。		
事業全体の 経費削減内容	令和4年度においては、施設整備費を要求しないこととしている。		
期待される 施策効果	テレワークや兼業・副業の拡大による、健康の確保や仕事と家庭生活の両立について、実態を調査し明らかにするもので長時間労働の削減、過重労働による健康障害防止、ワークライフバランスの実現など、労働者の健康確保・労働災害防止に十分貢献することが期待できる。		
その他特記事項			

# 「働き方の多様化と労働時間管理等に関する調査研究」の実施について

令和4年度概算要求額：労災勘定 20,000千円

## 1 調査研究の目的・必要性

少子高齢化の進展、経済のグローバル化やAI・ICT等の技術革新による産業構造や社会構造の変化に伴い企業活動が変容し、個人の働き方や就業意識が多様化している。

テレワークや兼業・副業は「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）において柔軟な働き方がしやすい環境整備としてその推進があげられているが労働時間管理が困難なことから長時間労働につながるなどの指摘もあり、健康の確保や仕事と家庭生活の両立を困難とする要因となる。

こうした状況に対応し、働き方に関わらず誰もが安心して健康に働くことができる環境整備に向けて、テレワーク、兼業・副業などの導入及び推進のためのガイドラインが示されているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により働く環境が急激に変化していることから、ガイドラインを踏まえた多様な働き方の実態や課題、求められる政策支援を把握・分析するための調査研究を独立行政法人労働政策研究・研修機構で行う必要がある。

## 2 調査研究の内容、実施方法

### (1) 調査の内容

テレワークや兼業・副業の実態や課題を把握するため、以下の調査研究を実施

- ① 先行研究に関する文献研究
- ② テレワーク導入企業とそこで働く労働者双方に対し、テレワークでの労働日数・時間とその管理、健康確保措置状況、休日、処遇、課題等について、アンケート及びヒアリング調査
- ③ 諸外国におけるテレワーク、兼業・副業に関する法制度に関する比較法研究、法制度の効果に関する研究、最新動向の把握

### (2) 調査実施方法

- ① 研究会の開催
- ② アンケート調査(個人・企業)
- ③ ヒアリング調査(個人・企業)
- ④ 諸外国の法制度や最新動向の把握
- ⑤ 報告書の作成

## 3 労災勘定で支弁する理由

### 【現状と課題】

テレワークや兼業・副業などを行う者の労働時間管理・健康管理の在り方、ワークライフバランスの実現

⇒ **誰もが多様で新しい働き方を選択でき、安心して健康に働ける環境整備が必要**

※「働き方の多様化と労働時間管理等に関する調査研究」は、上記課題について実態を調査し明らかにするもので長時間労働の削減、過重労働による健康障害防止、ワークライフバランスの実現など、労働者の健康確保・労働災害防止に十分貢献することが期待できることから「労災勘定」で支弁することが適当である。